

特定子ども・子育て支援施設等検査基準  
(幼稚園・幼稚園、認定こども園が実施する預かり保育事業用)

教育委員会事務局学務課幼稚園係

## 検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>教育・保育関係法令及び関係通達に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指摘」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>教育・保育関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、改善状況報告書又は改善計画書の提出を求めることができる。</p> <p>なお、教育・保育関係法令及び関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上の為の「助言指導」を行なう。</p>

# 運 営 管 理 編

## 【目 次】

- 第一 利用定員に関する基準
- 第二 運営に関する基準
- 第三 その他

## 【凡 例】

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略 称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
2	昭和22年法律第26号「学校教育法」	教育法
3	昭和31年文部省令第32号「幼稚園設置基準」	幼稚園設置基準
4	昭和33年法律第56号「学校保健安全法」	安全法
5	昭和33年6月13日文部省令第18号「学校保健安全法施行規則」	安全法規則
6	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」	運営基準
7	平成26年10月23日江東区条例25号「江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」	江条例
8	平成27年7月17日27文科初第238号、雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「一時預かり事業の実施について」	預かり要綱

項目	基本的考え方	観点	関係法令	評価事項	評価
<b>第一 利用定員に関する基準</b> 1 利用定員の遵守	(1) 特定子ども・子育て支援施設等は、利用定員を超えて特定子ども・子育て支援の提供を行ってはならない。ただし、年度中における需要の増大への対応、災害、虐待その他やむを得ない事情等がある場合は、この限りではない。 (2) 特定子ども・子育て支援施設等となる幼稚園は、1学級あたりの園児数は35人を超えてはならない。 (3) 幼稚園等が実施する預かり保育事業についても同様に、1部屋あたりの収容人数は35人を超えてはならない。	利用定員を遵守しているか。利用定員を超えている場合、正当な理由はあるか。	幼稚園設置基準  預かり要綱	正当な理由がなく、定員を超過している。	C
<b>第二 運営に関する基準</b> 1 特定子ども・子育て支援の内容及び利用料の説明及び同意	特定子ども・子育て支援の提供開始に際しては、あらかじめ利用の申込みを行った施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援の内容及び特定子ども・子育て支援の提供の対価（特定費用）等について、申込者が特定子ども・子育て支援等実施施設の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	施設等利用給付認定保護者に対し、重要事項を記した文書の交付及び同意を得ているか。	運営基準第55条第1項	(1) 重要事項を記した文書の交付及び同意を得ていない。	C
2 平等取り扱いの原則	(1) 特定子ども・子育て支援施設提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分または特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取り扱いをしてはならない。 (2) 特定子ども・子育て支援施設は、利用者及び利用申込者が利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申し込みを受けた順序により決定する方法、特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	(1) 入園選考、特定子ども・子育て支援の提供に際し、差別的な取り扱いをしていないか。 (2) 利用者申込者が利用定員を超える場合において公正な方法により選考しているか。	運営基準第59条  運営基準第59条	(1) 正当な理由なく差別的取り扱いを行っている。 (2) 公正な方法により選考していない。	C  C
3 施設等利用給付認定の申請に係る援助	特定子ども・子育て支援施設は、施設等利用給付認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合は、速やかに施設等利用給付認定の申請が行われるように必要な援助を行わなければならない。また、施設等利用給付認定の変更について、変更の申請が施設等利用給付認定有効期間の満了日の30日前には行われるように必要な援助を行わなければならない。	必要な援助を行なっているか。	江条例第9条第1項及び第2項	(1) 施設等利用給付認定の申請に関して必要な援助を行っていない。 (2) 施設等利用給付認定の変更に関して必要な援助を行っていない。	C B

4 園児の健康の保持増進	<p>特定子ども・子育て支援施設は、特定子ども・子育て支援の提供に当たっては、施設等利用給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定子ども・子育て支援施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>施設等利用給付認定子どもの心身の状況等の把握に努め、適切な教育・保育を行っているか。</p>	安全法第4条	<p>施設等利用給付認定子どもの状況の把握を怠っている。</p>	B
5 関係機関との連携	<p>(1) 特定子ども・子育て支援施設である幼稚園は、地域や園の実態等により、幼稚園等に加え、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等との間の連携や交流を図るものとする。</p> <p>(2) 幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のため、幼稚園幼稚園児と小学校児童との交流の機会を積極的に設けるように努めるものとする。</p>	<p>(1) 特定子ども・子育て支援の提供や終了にあたり、他機関等との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 小学校との交流を行っていない。</p>	教育要領第6の3	<p>(1) 関係機関との連携に努めていない。</p> <p>(2) 小学校との連携に努めていない。</p>	B  B
6 記録の整備	<p>(1) 特定子ども・子育て支援施設は、特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、特定子ども・子育て支援の具体的な内容、その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>(2) 特定子ども・子育て支援施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> <p>(3) 特定子ども・子育て支援施設は、特定子ども・子育て支援の提供の記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>(1) 特定子ども・子育て支援の提供の記録を行っているか。</p> <p>(2) 職員、設備、会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(3) 記録等の書類を適切に管理しているか。</p>	<p>運営基準第54条</p> <p>運営基準第61条第1項</p> <p>運営基準第61条第2項</p>	<p>(1) 特定子ども・子育て支援の提供内容の記録をしていない</p> <p>(2) 職員、設備、会計に関する諸記録を整備していない。</p> <p>(3) 記録等の保存が適切になされていない。</p>	B  B  保存されていない C 不十分 B
7 利用料及び特定費用の額の受領	<p>(1) 特定子ども・子育て支援施設は、特定子ども・子育て支援を提供した時は、施設等利用給付認定保護者からその者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価の額から、支援法第30条の11第3項の規定により区から支払いを受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。</p> <p>(2) 特定子ども・子育て支援施設は、前項の規定により支払いを受ける額のほか、特定費用の額の支払いを施設等利用給付保護者から受けることができる。 この場合において、特定子ども・子育て支援施設は、あらかじめ当該支払いを求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。</p>	<p>(1) 子ども・子育て支援提供の対価を適切に受領しているか。</p> <p>(2) 特定費用の額や徴収理由等について施設等利用給付認定保護者に説明の上、同意を得ているか。</p>	<p>運営基準第55条第1項</p> <p>運営基準第55条第2項</p>	<p>(1) 対価の受領を適切に行っていない。</p> <p>(2)-1 特定費用の徴収について、保護者へ説明していない。 (2)-2 特定費用の徴収について、保護者の同意を得ていない。</p>	B  B  B  C

<p>8 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付</p>	<p>(1) 特定子ども・子育て支援施設は、利用料及び特定費用の支払いを受ける際、当該支払いをした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は利用料の額から法第30条の11第3項の規定により区から支払いを受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。</p> <p>(2) 法第30条の11第3項の規定により区から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払いを受ける特定子ども・子育て支援施設は、区及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知しなければならない。</p>	<p>(1) 施設等利用給付認定保護者に対し、徴収済費用の領収証を発行しているか。</p> <p>(2) 定期的に区及び保護者に対し特定子ども・子育て支援の内容等を通知しているか。</p>	<p>運営基準第56条第1項</p> <p>運営基準第56条第2項</p>	<p>(1) 領収書を発行していない。</p> <p>(2) 特定子ども・子育て支援の内容等を通知していない</p>	<p>B</p> <p>B</p>
<p>9 施設等利用給付認定保護者に関する区への通知</p>	<p>特定子ども・子育て支援施設は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子どもに係る保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区へ通知しなければならない。</p>	<p>遅滞なく区へ通知しているか。</p>	<p>運営基準第58条</p>	<p>区への通知を行っていない。</p>	<p>B</p>
<p>10 秘密保持等</p>	<p>(1) 特定子ども・子育て支援施設もしくは当該施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、特定子ども・子育て支援施設は、職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 特定子ども・子育て支援施設は、小学校、他の特定子ども・子育て支援施設その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。</p>	<p>(1) 職員及び退職者等が秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 情報を提供する際には、施設等利用給付認定保護者の同意を得ているか。</p>	<p>運営基準第60条第1項 運営基準第60条第2項</p> <p>運営基準第60条第3項</p>	<p>(1) 秘密保持のための措置を講じていない。</p> <p>(2) 保護者の同意を得ていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
<p>11 苦情解決</p>	<p>(1) 特定子ども・子育て支援施設は、施設等利用給付認定子ども又は施設等利用給付認定保護者その他の当該施設等利用給付認定子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(1)-1 苦情窓口を設け、適切に対応しているか。</p> <p>(1)-2 苦情窓口の設置について、保護者に周知されているか。</p>	<p>江条例第30条</p>	<p>(1)-1 苦情の窓口（体制）を設置していない。</p> <p>(1)-2 保護者に周知されていない。</p> <p>(1)-3 保護者への周知が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

<p>12 事故発生の防止及び発生時の対応</p>	<p>(2) 特定子ども・子育て支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>(1) 特定子ども・子育て支援施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1)-1 事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(1)-2 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(1)-3 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(2) 特定子ども・子育て支援施設は、特定子ども・子育て支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに区及び当該施設等利用給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(3) 特定子ども・子育て支援施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>(4) 特定子ども・子育て支援施設は、特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>(2) 苦情の内容を記録しているか。</p> <p>(1)-1 事故発生時の対応や報告の方法等が記載された指針が整備され、遵守されているか。</p> <p>(1)-2 平成27年2月16日付府政共生96号26初幼教第30号雇児保発0216第1号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」に定める重大事故が発生した際に事故報告書を作成し、区に提出しているか。</p> <p>(1)-2 体制を整備しているか</p> <p>(1)-3 研修を実施しているか。</p> <p>(2) 必要な措置を行っているか</p> <p>(3) 事故の記録をしているか。</p> <p>(4) 損害賠償保険に加入しているかまたは損害賠償が行われているか。</p>	<p>江条例第30条</p> <p>江条例第32条第1項第1号</p> <p>江条例第32条第1項第2号</p> <p>江条例第32条第1項第3号</p> <p>江条例第32条第2項</p> <p>江条例第32条第3項</p> <p>江条例第32条第4項</p>	<p>(2) 苦情の内容を記録していない。</p> <p>(1)-1 指針等が整備されていない。</p> <p>(1)-2 通知で報告が必要な事故にも関わらず区へ報告書を提出していない。</p> <p>(1)-2 体制を整備していない</p> <p>(1)-3 研修等を実施していない。</p> <p>(1) 事故発生時の区や家族への連絡など適切に行っていない。</p> <p>(3) 事故の記録を行っていない。</p> <p>(4) 損害賠償保険に加入していない又は損害賠償が行われていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
<p>13 職員の状況</p>	<p>(幼稚園)</p> <p>(1) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師を置く</p> <p>(2) 3歳から5歳児の学級には幼稚園教諭免許状を保有する学級担任を配置する。</p> <p>(3) 幼稚園教諭の配置は、1学級につき1名以上配置する。</p> <p>(4) 幼稚園には教頭もしくは副園長を配置する。</p> <p>(幼稚園等が実施する預かり保育)  ※幼稚園等が実施する預かり保育については、預かり要綱4(2)④に規定する幼稚園型一時預かり事業の職員配置基準を満たすこととされている。</p>	<p>(1) 園医等は適切に配置されているか。</p> <p>(2) 学級担任は幼稚園教諭免許状保有者が担っているか。</p> <p>(3) 幼稚園が設定している学級数に対応した幼稚園教諭を配置しているか。</p> <p>(4) 教頭または副園長を配置しているか。</p>	<p>安全法規則第23条</p> <p>幼稚園設置基準第5条</p> <p>教育法第27条</p>	<p>(1) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師が適正に配置されていない。</p> <p>(2) 職員配置が適正に行われていない。</p> <p>(3) 学級数に対応した有資格者が配置されていない。</p> <p>(4) 教頭もしくは副園長を配置していない。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>



# 教育・保育内容 編

## 【目次】

第一 教育・保育の内容

第二 健康・安全の状況

## 【凡例】

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略 称
1	平成 10 年文部省告示第 174 号 幼稚園教育要領	教育要領
2	昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号 学校教育法	教育法
3	昭和 22 年 5 月 23 日文部省令第 11 号 学校教育法施行規則	施行規則
4	昭和 28 年 10 月 31 日政令第 340 号 学校教育法施行令	施行令
5	昭和 22 年法律第 164 号 児童福祉法	児童福祉法
6	平成 12 年法律第 82 号 児童虐待の防止等に関する法律	虐待法
7	昭和 33 年法律第 56 号 学校保健安全法	学校保健安全法
8	昭和 23 年厚生省令第 11 号 児童福祉法施行規則	児童福祉法施行規則
9	平成 27 年 7 月 17 日 27 文科初第 238 号、雇児発 0717 第 11 号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「一時預かり事業の実施について」	預かり要綱

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
<b>第一 教育・保育の内容</b>	<p>(幼稚園)</p> <p>幼稚園の教育課程その他の保育内容については、学校教育法施行規則に定めるもののほか、幼稚園教育要領によるものとする。</p> <p>(幼稚園等が実施する預かり保育)</p> <p>幼稚園教育要領第1章第7節及び児童福祉法施行規則第36条の35第2号イ、二及びホに定める設備及び教育・保育の内容に関する基準を遵守すること。</p> <p>【参考】施行規則第36条の35第2号(関連部分抜粋)</p> <p>幼稚園又は認定こども園(以下この号において「幼稚園等」という。)において、主として幼稚園等に在籍している満三歳以上の幼児に対して一時預かり事業を行う場合(以下この号において「幼稚園型一時預かり事業」という。)次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の規定に準じ、幼稚園型一時預かり事業の対象とする幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備(調理室及び屋外遊戯場を除く。)を設けること。</p> <p>ニ 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに準じ、事業を実施すること。</p> <p>(1) 幼稚園又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 学校教育法第二十五条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項</p> <p>(2) 幼保連携型認定こども園 認定こども園法第十条第一項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項</p> <p>(3) 食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。</p>	<p>幼稚園の教育は、学校教育法、同施行規則、同施行令及び幼稚園教育要領等により行われているか。</p> <p>幼稚園教育要領第1章第7節及び児童福祉法施行規則第36条の35第2号の内容を遵守の上実施されているか。</p>	<p>学校教育法 施行令 施行規則 幼稚園設置基準 幼稚園教育要領</p> <p>幼稚園教育要領 児童福祉法施行規則第36条の35イ・ニ</p>	<p>幼稚園教育要領に基づき、適正に教育が行われていない。</p> <p>幼稚園教育要領及び児童福祉法施行規則に基づき適正に預かり保育事業が行われていない。</p>	<p>軽微な違反 B</p> <p>法令等に反するもの C</p> <p>軽微な違反 B</p> <p>法令等に反するもの C</p>
<b>第二 健康・安全の状況</b> 1 健康診断について	<p>(1) 園においては、毎学年定期に園児の健康診断を行わなければならない。健康診断は毎年度1回、6月30日より以前に実施) 行うことを原則とする。</p> <p>(2) 園児の健康診断を行った時は、健康診断票を作成しなければならない。園長は、園児が転園した場合には当該園児の健康診断票を転園先に送付しなければならない。</p>	<p>(1) 園児の健康診断を適切に行っているか。</p> <p>(2)-1 園児の健康診断票を作成しているか。</p> <p>(2)-2 園児が転園した場合に健康診断票を送付しているか。</p>	<p>・学校保健安全法第13条</p> <p>・学校保健安全法施行規則第5条</p> <p>・学校保健安全法施行規則第5条</p>	<p>(1)-1 健康診断を年1回以上実施していない。</p> <p>(1)-2 実施時期・方法等が不適切である。</p> <p>(2)-1 園児の健康診断票を作成していない。</p> <p>(2)-2 健康診断票を転園先に送付していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

	<p>(3) 健康診断を行った時は21日以内にその結果を園児及びその保護者に通知するとともに、健康診断の結果に基づき疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等、法令で規定する適切な措置をとらなければならない。</p>	<p>(3) 健康診断実施後に、保護者への通知及び必要な対応をしているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校保健安全法第14条</li> <li>・学校保健安全法施行規則第9条</li> </ul>	<p>(3)-1 健康診断結果を保護者に通知していない。 (3)-2 適切な措置を取っていない。</p>	<p>C B</p>
<p>2 虐待等への対応</p>	<p>園児の心身の状態等を観察し、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに、これを区、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。</p>	<p>不適切な養育の兆候が見られる場合に適切に対応しているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待法第5条、第6条</li> <li>・児童福祉法第25条</li> </ul>	<p>不適切な養育の兆候が見られる場合に適切に対応しているか</p>	<p>B 軽微な違反 B 法令等に反するもの C</p>
<p>3 感染症の対策</p>	<p>(1) 園長は感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある園児があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。  (2) 幼稚園の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、園の全部又は一部の休業を行うことができる。</p>	<p>(1) 感染症の拡大防止に係る取り組みを行っているか。  (2) 感染症の発生時の対応が不十分である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校保健安全法第19条・第20条・第21条</li> <li>・学校保健安全法第27条・第29条・第30条</li> </ul>	<p>(1) 感染症の拡大防止への取組が適切に行っていない。  (2) 感染症発生時の対応が不十分である。</p>	<p>C  B</p>
<p>4 安全対策</p>	<p>(1) 在園児の事故防止のために、園児の心身の状況等を踏まえつつ、職員の共通理解と体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。(幼稚園は、学校保健安全法第27条に規定する学校安全計画及び同法第29条に規定する危険等発生時対処要領を策定し、これを実施しなければならない。)  (2) 災害や事故の発生に備えるとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を図ること。また、園児の精神保健面（PTSD等）における対応に留意すること。  (3) 施設・設備・遊具、玩具・園庭等の安全点検を実施するとともに、法令で定められた施設・設備点検を実施すること。  上記に定めるもののほか、教育・保育の提供にあたり、適正かつ適切に行うとともに、事故防止に努めなければならない。</p>	<p>(1)-1 学校安全計画を策定しているか。 (1)-2 危険等発生時対処要領を策定しているか。 (1)-3 計画について職員に必要な周知・教育を行っているか。  (2)-1 事故発生時等の対応訓練を行っているか。 (2)-2 園児のケアに係る取り組みを行っているか。  (3)-1 定期的に安全確認を実施しているか。 (3)-2 法令で点検義務のある建物・設備点検を実施しているか。  適正かつ適切に教育・保育を行い、事故防止等に努めているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校保健安全法第29条第3項</li> <li>学校保健安全法第28条</li> <li>学校保健安全法第28条</li> <li>関係法令等</li> </ul>	<p>(1)-1 学校安全計画を策定していない。 (1)-2 危険等発生時対処要領を策定していない。 (1)-3 職員への周知・教育を実施していない。  (2)-1 定期的な訓練を実施していない。 (2)-2 園児の心のケアに係る対策を講じていない。  (3)-1 定期的な安全確認を実施していない。 (3)-2 法令で義務付けられた定期点検を実施していない。  適正かつ適正に対応されていない。</p>	<p>C B B B B C  軽微なもの B 法令等に違反するもの C</p>

# 会 計 編

## 【目次】

- 第一 利用者負担等
- 第二 施設型給付費の請求
- 第三 補助金の請求
- 第四 その他

## 【凡例】

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略 称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
2	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」	運営基準
3	平成18年4月1日17江総総第738号「江東区私立幼稚園等園児保護者に対する補助金交付要綱」	保護者補助金要綱
4	平成27年4月1日27江教学第3385号「江東区幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱」	幼稚園型一時預かり要綱
5	平成31年4月1日31江教学第57号「江東区私立幼稚園等教職員処遇改善費補助金交付要綱」	処遇改善要綱
6	平成31年4月1日31江教学第3917号「江東区私立幼稚園等教職員住宅賃料補助金交付要綱」	住宅要綱
7	平成31年4月1日31江教学第4043号「江東区私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金交付要綱」	特支要綱

項目	基本的考え方	観点	関係法令	評価事項	評価
<b>第一 利用者負担等</b>  1 利用者負担額等の受領           2 記録の整備           <b>第二 施設等利用費の受領</b>	<p>(1) 特定子ども・子育て支援施設は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた子ども・子育て支援の提供の対価の支払いを受けるものとする。</p> <p>(2) 特定子ども・子育て支援施設は、(1)の支払いを受ける額のほか、特定費用の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。 この場合において、特定子ども・子育て支援施設は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。</p> <p>(3) 特定子ども・子育て支援施設は、(1)及び(2)の支払いを受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。 この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、(2)の費用の支払いのみを受ける場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(2) 特定子ども・子育て支援施設は、運営基準第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供に関する記録及び第58条に規定する区への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>施設等利用費を区へ請求する際には、園則に規定される入園料及び保育料を対象として給付額を算定の上、給付対象者の住所等の情報、認定内容を適切に把握の上、請求を行うこと。</p>	<p>(1) 保育料の徴収が適正に行われているか。</p> <p>(2)-① 特定費用の額の設定や徴収を適切に行っているか。 (2)-② 特定費用の徴収について、あらかじめ保護者へ説明、同意を得ているか。</p> <p>(3) 保育料及び特定費用の徴収後、領収証を保護者に交付しているか。</p> <p>記録を整備しているか。</p> <p>会計に関する記録を整備し、保存しているか。</p> <p>請求額や給付対象者の管理を適切に行っているか。</p>	<p>運営基準第55条第1項</p> <p>運営基準第55条第2項</p> <p>運営基準第56条</p> <p>運営基準第61条第1項</p> <p>運営基準第61条第2項</p> <p>保護者補助金要綱</p>	<p>(1) 保育料を適正に徴収していない。</p> <p>(2)-① 特定費用の設定や徴収を適切に行っていない。 (2)-② 特定費用の徴収について、保護者への説明を行っていない、または同意を得ていない。</p> <p>(3) 領収証を交付していない。</p> <p>記録を整備していない。</p> <p>記録の整備及び保存をしていない。</p> <p>請求管理が適切に行われていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

<p>第三 補助費の請求</p>	<p>区からの補助金について不正に請求してはならない。</p>	<p>補助金の請求が適正であるか。</p>	<p>幼稚園型一時預かり要綱 処遇改善要綱 住宅要綱 特支要綱</p>	<p>(1) 補助金の請求が不適正である。 (2) 補助金の請求に不備がある。</p>	<p>軽微な違反 B 法令等に反するもの C</p>
<p>第四 その他</p>	<p>上記の定めるもののほか、必要に応じて現金の管理方法やその会計上の取扱、会計帳簿等について確認する。</p>	<p>適正な手続きまたは処理が行われているか。</p>	<p>関係規定</p>	<p>適正な手続きまたは処理が行われていない。</p>	<p>軽微な違反 B 法令等に反するもの C</p>